(仮称) 三十三間山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する福井県知事意見

本事業において、風力発電機の設置が予定されている三十三間山およびその尾根部には、自然度の高い希少かつ脆弱な自然草原が分布し、植生を保全するため、シカの生息頭数を抑制してきたところである。また、この山頂部は、準平原状の平坦地形が、貴重な地形として福井県のすぐれた自然(地形・地質)に選定されるとともに、若狭湾国定公園を一望できる絶景の眺望点として、県内外から多くの登山者が訪れる場でもある。

さらに、事業実施想定区域およびその周辺は、自然度の高い風衝低木群落やブナ林が分布し、国内希少野生動植物種であるクマタカの営巣が確認される重要な生態系を有する場所である。

このように複数の配慮すべき環境要素を併せ持つ区域は、改変による重大な影響を 回避すべきである。

このことや若狭町長の意見を十分に認識の上、事業の実現性や対象事業実施区域を 精査すること。また、方法書作成およびそれ以降の手続を実施する場合には、具体的 な事業計画をもとに地元の専門家や関係自治体、地域住民の意見を広く聴取し、以下 の事項に十分配慮して環境影響評価を適切に行うこと。

1 全体的事項

(1)対象事業実施区域の絞り込み、風力発電設備および取付道路等の付帯設備の規模・位置または配置・構造(以下「風力発電設備配置等」という。)など事業計画の更なる検討に当たっては、影響を受けるおそれのある環境要素に係る影響を総合的に評価し、その結果を反映すること。

特に、山頂部の自然植生の分布域は、対象事業実施区域から除外するなど事業の 実施による重大な影響を回避すること。

また、造成区域、特に盛土部は、土砂の流出や土砂災害の発生する可能性が高くなることを十分考慮すること。

これらの検討の経緯および内容は、方法書以降の図書に具体的に記載すること。

(2) 2の個別事項について、本事業の実施による重大な影響等を回避または十分に 低減できない場合は、風力発電設備配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しお よび風力発電機の大幅な基数削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

- (3) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、 代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (4)環境影響評価に係る調査、予測および評価(以下「調査等」という。)の方法および環境保全措置等の最新の知見ならびに既設の風力発電事業の稼働後の環境調査結果を入手し、得られた知見等を事業計画や今後の調査等に反映すること。

また、今後の環境影響評価に係る手続において、住民等への積極的な情報の提供、分かりやすい説明および幅広い意見の聴取に努めること。

2 個別事項

(1) 地形

事業実施想定区域には、福井県のすぐれた自然に選定されている「三十三間山と 準平原山地」が存在することから、事業の実施に伴う地形への影響について十分な 調査等を行い、その影響を回避または極力低減すること。

(2)動物、植物および生態系

事業実施想定区域には、自然植生が分布し、カモシカ等の重要な動植物種の生息・ 生育が確認されるとともに、ほぼ全域が保安林に指定されている。また、当該区域 およびその周辺には、三十三間山地を源流とする小河川や湧水地等が複数存在し、 両生類や昆虫類等の水生生物の生息・生育地となっている。

そのため、事業の実施に伴う森林伐採や土地改変により希少な動植物の生息・生育環境や生態系の消失といった重大な影響が懸念される。加えて、当地域は過去に動植物等の現地調査が十分に行われていない地域であり、今後、適切な調査が行われなければ、現在未確認とされる希少な動植物の生息・生育環境が事業実施に伴い消失する懸念がある。

これらのことから、現地調査の実施ならびに調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、各分類群について、現地の状況に精通した専門家の意見を聴取し、その意見を反映するとともに、適切な調査により重要な種の生息・生育状況を把握すること。

また、植生の変化に伴うシカの増加や外来植物の侵入等による生態系などへの影響が懸念されるため、その影響についても調査等を適切に行うこと。

これらの結果を踏まえ、その影響を回避または極力低減すること。

(3)動物(鳥類およびコウモリ類)

事業の実施に伴う土地改変や環境変化による生息地の消失、風力発電機への衝突 事故および移動経路等の阻害等による鳥類やコウモリ類への重大な影響が懸念さ れるため、以下の点を考慮し、調査を適切に行い、その影響を回避または極力低減 すること。

① 重要な種への影響

事業実施想定区域およびその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類や絶滅危惧種となっているユビナガコウモリ等の希少なコウモリ類の生息が確認されている。

また、コウノトリの移動、ハチクマやサシバといった希少猛禽類の渡りが確認されている地域である。

これらのことから、現地調査の実施ならびにその調査結果を踏まえた予測および評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方」(改訂版)(平成24年12月環境省)に基づくことはもちろん、渡り鳥を含め、鳥類等の生態や現地の状況に精通した複数の専門家の意見を聴取し、その意見を反映すること。

② 累積的な影響

事業実施想定区域周辺には、他事業者による環境影響評価手続中の風力発電事業があることから、鳥類等への累積的な環境影響について適切な予測および評価ができるよう十分な調査を行うとともに、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努めること。

(4) 景観

以下の点を考慮し、眺望点等の選定、調査等を適切に行い、風力発電設備配置等の検討を含め、眺望景観への重大な影響を回避または極力低減すること。

その際には、関係自治体や地域住民および眺望点の利用者等から広く情報を収集するとともにその意見の把握に努めること。

① 主要な眺望点からの眺望景観

事業実施想定区域には、主要な眺望点であり、かつ景観資源でもある三十三間山の準平原が存在することから、直接改変に伴う重大な影響が懸念される。また、当該区域の周辺には、若狭湾国定公園の展望・休憩園地に指定されている「梅丈岳」など主要な眺望点が存在する。

このため、眺望点の選定や調査等に当たっては、眺望点の利用状況を踏まえるとともに、評価の手法として「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を参照し、客観的な予測および評価を行うこと。

② その他の眺望点からの眺望景観

当該区域周辺の「福井ふるさと百景」選定地に十分配慮すること。

また、視野角1.5度以上の視認範囲には若狭町の住居地のほとんどが包含されており、多数の住民が日常的に眺める景観が変化するものと考えられるため、住居地

や主要な道路などからの住民等が日常的に眺める景観への影響について、適切に評価できる眺望点を選定すること。

なお、眺望点の選定や発電機の設置基数や配置等の事業計画の検討に当たっては、 関係自治体や住民等の意見聴取を十分に行うこと。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場について、関係自治体、住民や利用者等への聞き取り等により適切に把握し、事業の実施に伴うそれら活動の場への影響について調査等を行い、その影響を回避または極力低減すること。

特に、事業実施想定区域に存在する活動の場である三十三間山およびその周辺の 直接改変による重大な影響を回避するため、詳細な現地調査を行うとともに、十分 な予測および評価を行い、風力発電設備配置等の事業計画に反映すること。

(6) 工事の実施に伴う環境影響

工事の実施に伴う環境影響について、次の事項に留意の上、その影響を回避また は極力低減するよう工事計画を含めた事業計画を検討するとともに、適切な調査等 を行うこと。

① 工事用車両の運行および建設機械の稼働に伴う騒音等

事業実施想定区域内の道路沿道には、住居が存在するため、調査等を適切に行い、 工事用車両の運行に伴う騒音等による生活環境への影響を極力低減するよう工事 計画を検討すること。

また、希少な動物の生息・繁殖地の近傍では、繁殖・営巣時期の工事の中断等の 環境保全措置により、その影響を回避または極力低減すること。

② 濁水・土砂流出による水環境および動植物への影響

事業実施想定区域内およびその周辺には土砂災害特別警戒区域等が存在し、また、 当該区域周辺では河川水や地下水が水道水源として利用されている。加えて、北川 水系では清流に生息・生育する希少な動植物が確認されている。

そのため、森林伐採や土地改変に伴う土砂流出・濁水発生や水源涵養機能の低下 による水環境および動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

これらのことから、調査等を適正に行い、土砂流出の可能性が高い地域や水源涵養保安林等における土地改変の回避や土工量の抑制の検討を行うとともに、仮設沈砂池設置等の環境保全措置により濁水の発生を極力低減し、これらへの影響を回避または極力低減すること。